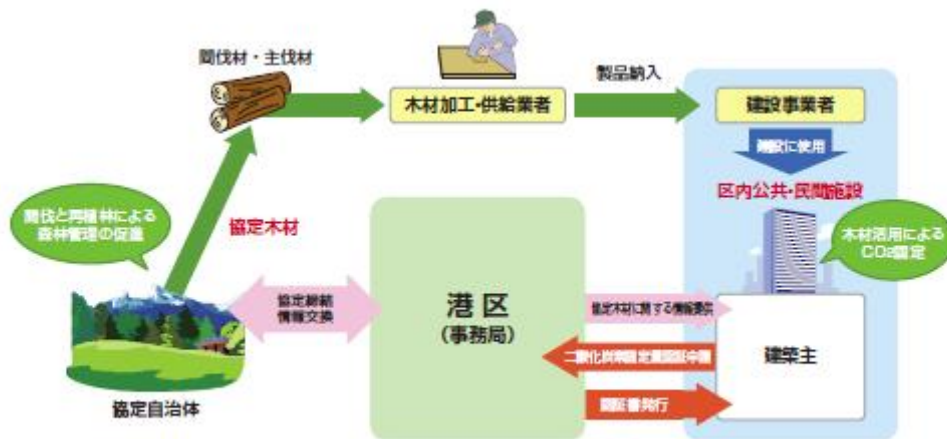


みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 ～ 港区における国産材利用推進事業への参加のご案内～

湯沢市は、平成25年11月1日に東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」（以下、協定）を締結し、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」（以下、みなとモデル制度）のもとで湯沢市産材の港区への供給促進を図ります。みなとモデル制度は、港区内の建築物等での国産材の利用を促進することで、港区内の二酸化炭素固定量の増加、協定自治体の森林整備の促進による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的とした制度です。

湯沢市では、みなとモデルに則って湯沢市産材を供給する事業者（登録事業者）を募集します。皆様の積極的な参加をお願い致します。

■みなとモデル制度の全体像



■みなとモデル制度のポイント

(1) 港区は区内で延べ床面積5,000㎡以上の建築を行う建築主に、一定量以上の協定木材をはじめとした国産木材の使用を義務付けます。

協定木材： 港区と協定を締結した自治体の域内にあり、下記のいずれかの事項を満たす森林から生産された木材および木材製品で、かつ伐採地において森林の確実な更新が担保されている森林から産出された木材、または当該木材から製造された木材製品を指します。

- ①森林法（昭和26年法律第249号）第11条の規定に基づき、市町村長から森林経営計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成23年4月22日法律第20号）の施行日である平成24年4月1日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
- ②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC等）を受けており、森林法に基づくものと同様の施業に関する計画を有している。
- ③森林法第2条第3項に定める国有林であり、同法第7条の2の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。

- (2) 対象建築物の構造、内外装、外構等に使用された協定木材及び国産合法木材の使用量に相当する二酸化炭素固定量を区が認証します。
- (3) 延べ床面積5,000㎡以下の建築主、テナント事業者も任意の対象者としています。

■登録事業者のメリット

(1) 新たな販路の拡大が期待できます

港区は、建築主やテナント事業者に、登録事業者から協定木材を調達するよう促します。最終製品メーカーである事業者は、港区内の建設現場への供給機会が増えることとなります。

また、半製品を取扱う木材加工事業者にとっても、上記のメーカーへの協定木材の製材品を販売する可能性が広がります。

(2) みなとモデル制度ホームページで企業PRができます

みなとモデル制度では専用のホームページ<<http://www.uni4m.or.jp>>を開設しています。登録事業者は、このホームページ上で企業としてのPR、取扱っている協定木材製品の紹介ができます。

※港区内で建築を行う建築主等（デベロッパー、テナント事業者、設計者、ゼネコン等）は、このホームページで協定木材製品の情報、取扱企業の情報を得ることとなります。

■登録事業者の条件

- (1) 協定木材を他の木材と分別して加工・出荷することが可能であること。
- (2) 協定木材の取扱実績を1年に1回、湯沢市に提出すること。
- (3) 協定木材製品を出荷する際、納品書に下記の uni4m マーク（ユニフォームマーク）を付記すること。（製品への付記は任意）



その他の条件については「事業者登録申請書」をご確認ください。

■事業者登録の方法

登録を希望する事業者は、湯沢市に以下の書類を提出してください。書式はみなとモデル制度ホームページ<<http://www.uni4m.or.jp>>からダウンロードできます。

- ①事業者登録申請書
- ②事業者情報シート
- ③取扱製品情報シート

※「事業者登録の手引き」も必ずダウンロードし、内容を十分ご理解のうえ、書類を作成してください。

※混合製品を取扱う事業者は、上記①～③に加え別途提出が必要な書類があります。

<問い合わせ>

湯沢市役所 産業振興部 農林課林務班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL : 0183-78-1172 (直通) FAX : 0183-78-1171

Mail : norin@city-yuzawa.jp